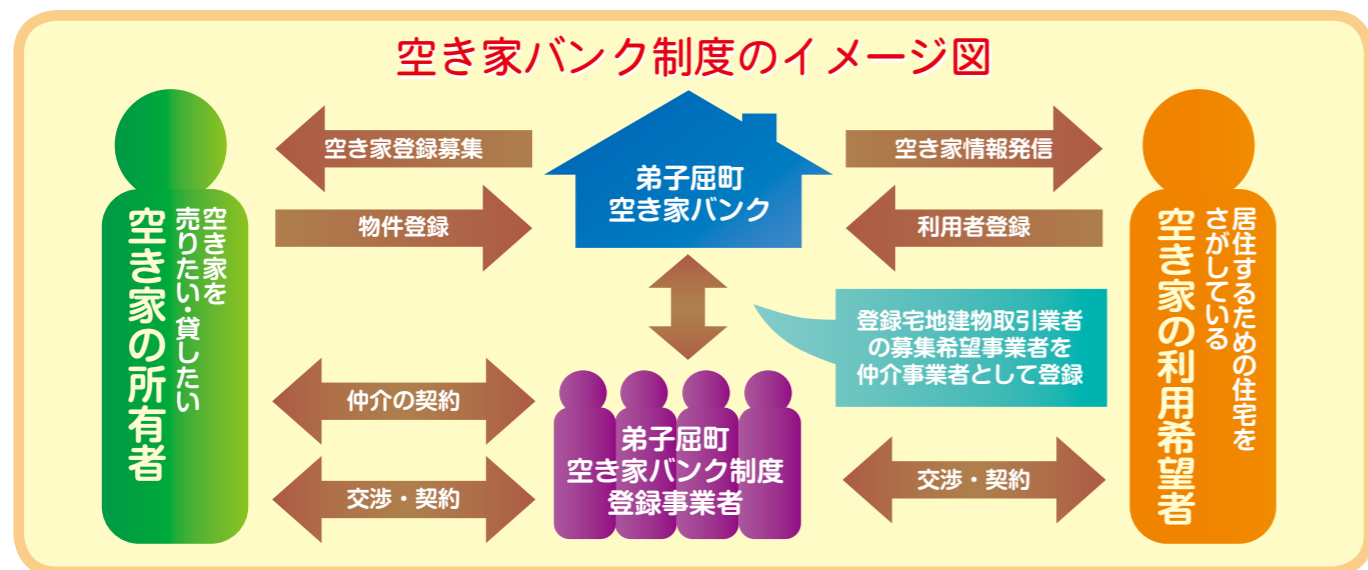


空き家の有効利用や弟子屈町への移住を検討されている方へ

「空き家バンク制度」の活用を！

弟子屈町空き家バンクでは、町内の空き家情報をお寄せいただいで登録し、町公式ホームページなどで公開しています。空き家を売りたい、貸したい、あるいは空き家を利用したいという方は、ぜひ空き家バンクへ登録ください。空き家バンク登録物件の改修・修繕に対する補助制度もあります。ぜひ、ご活用ください。



▶ 空き家を提供していただける方(貸し手・売り手)

① 賃貸・売却物件の登録

空き家バンクに登録を希望する空き家の所有者の方は、町空き家バンク台帳登録申込書兼誓約書を役場まちづくり政策課へご提出ください。

※仲介には、所有者の方などと町に登録している登録事業者との間で、不動産の仲介に関する契約の締結が必要です。

② 空き家情報の提供

登録後、町公式ホームページで情報提供を行います。

③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、所有者の方に通知し、登録事業者の仲介により交渉となります。

▶ 空き家情報の提供を希望する方(借り手・買い手)

① 町公式ホームページなどの空き家情報を確認

② 空き家バンクへの登録

空き家バンクの利用を希望される方は、町空き家バンク利用希望登録申請書を役場まちづくり政策課へご提出ください。町は広報紙や公式ホームページで定期的に空き家の情報などを提供します。

③ 物件の交渉

空き家利用希望の申し込みがあった場合、登録事業者の仲介により交渉となります。

▶ 補助制度

① 購入物件改修費補助

空き家バンクに登録された物件を購入し、一定の条件の範囲内で改修や修繕を行った方へ経費の一部を補助します。

② 賃貸物件改修費補助

賃貸を目的として空き家バンクに登録した物件を一定の条件の範囲内で改修や修繕を行った方へ経費の一部を補助します。

③ 家財道具などの処分に対する補助

空き家バンクに登録された物件の購入者や所有者が、一定の条件の範囲内で家財道具などの処分や運搬を行った際に経費の一部を補助します。

▶ 空き家バンク制度事業者登録制度

空き家バンクを利用される方の仲介には、町空き家バンク制度事業者登録が必要です。町内の事業者の方で、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者であることが条件です。登録を希望される場合は、町空き家バンク事業者登録申請書兼誓約書を役場まちづくり政策課へご提出ください。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)

新たな地域おこし協力隊員が着任！

本町の地域おこし協力隊に新たな隊員、

井出 千種(いでちぐさ)さん(57歳)が観光プロモーション・マーケティング活動支援員として5月1日に着任しました。すでに着任している協力隊員5人とまちづくりに新しい風を吹き込みます。



井出さんプロフィール

- ▶ 前住地/帯広市(神奈川県横浜市出身)
- ▶ 趣味/トレッキング、ヨガ
- ▶ 長所/即実行
- ▶ 好きなもの/野鳥、コーヒー、温泉

はじめまして。弟子屈町地域おこし協力隊の観光プロモーション・マーケティング活動支援員に着任しました、井出千種です。

前職は、雑誌編集者。かつては東京の出版社に勤務し、都会の生活にどっぷりと浸かっていたのですが、40代で大雪山登山を経験。スケールの大きな北海道の自然に感銘を受け、人生観が180度変わってしまいました。その後も道内の山を登っているうちに、麓の個性的な市町村に惹かれるようになり、いつしか北海道移住の夢を抱くようになりました。道内で暮らしたい場所を探した結果、摩周湖や神秘的なキンムトー、「辻谷商店」のカレーのおいしさは以前から知っていましたが、4月に引っ越してから、「いなか家源平」の小噴火らーめんや「西沢商店」の日本酒セレクトに感動。5月の着任後は、「長谷製菓」の段ボール箱入りピーナッツせんべいの豪快さや、朝夕に鳴くオオシギのディスプレイ・フライト(求愛や威嚇を示す飛び方)の音に驚いています。「明日はどんな発見があるだろう?」そんな楽しみを感じる日々。知れば知るほど深まる弟子屈町の魅力を、今後はより多くの人に伝えていけるよう努力したいと思います。

まずは摩周湖観光協会のFacebook (@Mashu2200) やInstagram (@lake_mashu) で発信していきます。よろしくお願いします。

活躍中の地域おこし協力隊の皆さん 5人で「て・し・か・が」ポーズ



高橋志学隊員、川上 椋輔隊員、伊藤 恭子隊員、生永 絵美子隊員、ベースラー・パスカル隊員

地域おこし協力隊とは

地域おこし協力隊は、人口減少や少子高齢化などの進行が著しい地方において、地域外(都市部)の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図ることで、地域力を維持・強化していくことを目的とする取り組みです。2009年に総務省によって制度化されました。

2020年度には、全国1,065の自治体で5,464人の隊員が活躍しています。

問い合わせ先/役場まちづくり政策課政策調整係 ☎ 4 8 2 - 2 9 1 3 (課直通)